

支所発地域力向上支援金事業募集要項

吉田支所

1 主旨

吉田支所では、次のとおり、「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

吉田支所管内に居住する者又は、吉田支所管内の事業所に勤務する者を構成員を含む地区内で、地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は、当該活動をしようとする団体

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品（備品相当：税別3万円以上のものに限る）の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- (4) 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) 交付対象者自らの運営に要する恒常的な経費
- (7) その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 交付対象事業費 3万円以上
- (2) 交付率 10/10以内
- (3) 交付限度額 1事業者当たり、総額50万円を限度とします。

7 事業の募集方法及び募集期間

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書（申込書）（基準様式第1号）」、「見積書、カタログ」、「その他市長が必要と認める書類」を吉田支所に提出してください。なお、提出時に計画書について事前確認を行います。
- (2) 募集期間 令和7年5月1日～令和7年5月30日

8 選考方法等

- (1) 次の委員による選考委員会の選考に基づき、書類審査により交付対象事業を決定します。なお、必要に応じてヒアリングを実施します。
吉田支所長、吉田支所長補佐、吉田地区住民自治協議会が推薦する者3名以内
- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。
 - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
 - イ 費用の適正性（費用負担、積算方法の適正性）
 - ウ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題）
 - エ 事業の将来性（事業終了後の自立と発展）
 - オ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は、選考結果を応募団体へ通知します。
- (4) 交付対象事業は、令和7年度内に終了するものとします。
- (5) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を事業の完了した日から15日以内（その期間内に3月31日になる場合は3月31日）に提出するものとします。
- (6) 募集期間内に応募がなかった場合又は交付対象事業が決まらなかった場合は、期限を定めて再募集することができます。

9 交付対象事業及び事業評価の公表

- (1) 交付対象となった事業、団体名等は、長野市ホームページ等でお知らせします。
- (2) 交付申請者は、事業完了後、選考委員会の助言の対応も含め事業評価を行い、「事業実施報告書（自己評価）（基準様式第2号）」を提出するものとします。また、「事業実施報告書（自己評価）」の提出後、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、長野市ホームページ等で公表します。

附則

（施行期日）

この要項は、平成26年5月1日から施行する。

附則

（改正期日）

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附則

（改正期日）

この要項は、平成28年5月1日から施行する。

附則

（改正期日）

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和2年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和3年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和4年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和5年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和6年5月1日から施行する。

附則

(改正期日)

この要項は、令和7年5月1日から施行する。